

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年10月30日

**【四半期会計期間】** 第77期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

**【会社名】** 株式会社丸井グループ

**【英訳名】** MARUI GROUP CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 青井 浩

**【本店の所在の場所】** 東京都中野区中野4丁目3番2号

**【電話番号】** 03-3384-0101(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 村井 亮介

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中野区中野4丁目3番2号

**【電話番号】** 03-3384-0101(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 村井 亮介

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第76期 第2四半期 連結累計期間	第77期 第2四半期 連結累計期間	第76期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高	(百万円)	197,127	193,945	412,408
経常利益	(百万円)	7,391	9,535	17,621
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,133	3,765	5,251
四半期包括利益又は 包括利益	(百万円)	3,619	3,102	9,301
純資産額	(百万円)	286,586	291,538	290,349
総資産額	(百万円)	619,625	618,259	615,130
1株当たり四半期(当 期)純利益金額	(円)	4.14	13.76	19.19
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		13.75	
自己資本比率	(%)	46.2	47.1	47.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,100	5,395	24,897
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,116	1,842	3,913
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,885	4,947	23,660
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	29,702	31,323	29,928

回次		第76期 第2四半期 連結会計期間	第77期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期純損失金額( )	(円)	3.36	8.70

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 第76期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期累計期間の経営環境は、震災の復興需要に支えられ国内景気が緩やかに回復し、個人消費も徐々に持ち直してきたものの、欧州や中国など海外景気の下振れによる影響や消費増税法案の可決による消費マインドの停滞などが懸念され、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、年代の枠を越え幅広いお客様にご支持いただける丸井グループの実現をめざし、お客様ニーズに基づきすべての事業の革新をすすめるとともに、基本戦略である「店舗・カード・Web」の三位一体型ビジネスをさらに推進し、経営資源を最大限に活用することで収益力の向上をめざしてまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間の連結売上高は1,939億45百万円（前年同期比1.6%減）となりましたが、継続的な販管費の削減により、営業利益は95億69百万円（同24.1%増）、経常利益は95億35百万円（同29.0%増）、四半期純利益は37億65百万円（同232.1%増）となりました。

#### セグメント別の状況

##### (小売事業)

小売事業では、「おしゃれを楽しみたいすべてのお客様にご支持いただける丸井」の実現に向けて、お客様の潜在ニーズにお応えすることで、客層及び客数の拡大に取り組むとともに、PB商品や自主売場の強化による収益力の向上につとめてまいりました。

まず、商品面では、お客様の価値観やライフスタイルの変化に対応し、着心地やはき心地、使い心地などのニーズにお応えするため、お客様と共同開発した新PB商品「ラクチン」シリーズを拡充してまいりました。上半期には、新たに婦人服の「ラクチン綺麗セットアップスーツ」や紳士の「ラクチンすっきりYシャツ」などの発売を開始いたしました。継続して展開している雑貨カテゴリーと合わせ、衣料品のカテゴリーにおいても品揃えが拡大したことで、新PBの売上高は前年同期の約3倍にまで拡大し、PB商品全体の売上も4%増となりました。今後もさらに型数の充実と新規アイテムの開発に取り組み、収益力の強化をはかってまいります。

また、丸井店舗では、幅広い年代のお客様に共通するニーズにお応えするため、日々お客様と接する売場スタッフが主体となり各店と本部が連携し、自主売場を中心に新たな売場編集に取り組みました。具体的には、従来のトレンドやデザインで編集していた売場づくりを、商品の特徴や機能性などを切り口とした編集に一新し、陳列・演出など売場のすべてにおいて、全年代のお客様に商品をわかりやすく提案する売場づくりをすすめました。

さらに、Webサイトでは、お買物の前にWebで下見されるお客様のニーズに対応し、商品紹介コンテンツの充実をはかるとともに、店舗や各ショップでは新商品の入荷やキャンペーンのEメールによるご案内などタイムリーな情報発信を強化し、店舗とWebの連携を推進してまいりました。

このような施策により、客層の幅が広がり30歳以上の客数が引き続き伸長したことで、既存店のお買上客数は5年連続で前年を上回ることができました。しかしながら、天候不順の影響や前年とのセール実施時期のズレなどにより、売上高は1,549億28百万円（前年同期比4.0%減）となりました。

一方、利益面では、販管費において固定費の削減をすすめたことで、営業利益は29億54百万円（同57.2%増）と大幅な増益となりました。

#### （カード事業）

カード事業では、お客様ニーズに基づくご利用客数・ご利用額の拡大と三位一体化による収益力の向上に取り組んでまいりました。

エポスカードの発行は、昨年新たに導入した入会特典の効果に加え、提携カードなど丸井店舗外での発行が順調に拡大したことから新規会員数が35万人（前年同期比3%増）となりました。この結果、カードのご利用客数は259万人（同11%増）となり、過去最高を更新いたしました。

また、お客様のメインカード化への取組みとして、4月からゴールド・プラチナカードのポイント有効期限を永久化したほか、5月には三位一体化によりゴールドカードの店舗での受付・即時発行を開始いたしました。従来のWebのみの受付と比較して申込数は1.8倍となり、ゴールドカード会員数は46万人（前年同期比37%増）に拡大いたしました。さらに、当社の強みである三位一体型ビジネスに向け、引き続きオンラインサービス「エポスネット」へのご登録を丸井店舗全店で推進した結果、第2四半期末のカード会員のネット登録率は67%にまで達しました。

このような施策によりお客様の利便性向上とメインカード化に努めた結果、外部加盟店でのショッピング取扱高は前年同期に対し26%増と引き続き高伸長し、ショッピングのりボ・分割払債権の残高は1,172億75百万円（前年同期比28.1%増）に拡大いたしました。

一方、キャッシングについては、貸金業法改正による総量規制の影響で営業貸付金残高は1,260億26百万円（前年同期比12.0%減）と減少が続いておりますが、取扱高は554億円（同11%増）と昨年の下半期から増加に転じており、回復傾向が鮮明となってまいりました。さらに、一客当たり貸付残高の減少にとともに債権内容が大きく改善し、貸倒費用の圧縮につながりました。

なお、利息返還請求につきましては、前年を大幅に下回っており、今後の返還額は引当金の範囲内で十分に収まる見込みです。

以上の結果、カード事業については、ショッピング収入が順調に拡大したことや、家賃保証や銀行ローン保証など関連ビジネスの拡大により、売上高は260億48百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は63億72百万円（同1.1%増）と増収増益となりました。

#### （小売関連サービス事業）

小売関連サービス事業では、商業施設からの内装工事の受注が拡大したことに加え、原価低減の取組みにより利益率の改善がすすみ、売上高は262億32百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は16億67百万円（同68.1%増）と増収増益となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が前年同期間に比べ50億45百万円増加の63億24百万円となったものの、カード事業における営業債権が増加したことや、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関休業日と重なり、エポスカードご利用客の口座引落しの資金が一時的に未収入金となり、「その他」が大幅に増加したことなどにより、前年同期間に比べ184億96百万円減少し53億95百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却などにより、前年同期間に比べ59億58百万円増加し18億42百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパーの増加による収入などにより、前年同期間に比べ168億33百万円増加し49億47百万円の収入となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、313億23百万円となり前連結会計年度末に比べ13億95百万円増加いたしました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

#### （株式会社の支配に関する基本方針）

##### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、全力で取り組んでおりますが、わが国の資本市場においては、ある程度の法的な整備がおこなわれたとはいえ、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得する行為がおこなわれることも十分あり得ると判断しております。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さない取得行為がおこなわれる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと判断いたします。

##### 2. 基本方針の実現に資する取組みの内容

当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための取組み

当社グループでは、年代の枠を越え幅広いお客様にご支持いただける丸井グループの実現をめざし、お客様ニーズに基づきすべての事業の革新をすすめるとともに、経営資源を最大限に活用し、「店舗・カード・Web」の三位一体型ビジネスをさらに推進してまいります。

小売事業については、「おしゃれを楽しみたいすべてのお客様にご支持いただける丸井」の実現に向けて、お客様の潜在ニーズにお応えすることで、客層及び客数の拡大に取り組むとともに、自主売場やP B商品を強化してまいります。

自主・P Bについては、お客様と共同開発した新P B商品のアイテム数と型数の拡大をすすめるとともに、新P Bで培った「お客様を起点としたモノづくり」の手法を活かし、「年代を越えたお客様ニ

ズ」にお応えする「新自主売場」づくりをすすめてまいります。売場と本部が一体となって、年代を越えた共通価値を提供する売場づくりに取組み、これを店舗改装や店づくりに拡げることで、小売事業の収益力の向上をめざしてまいります。

次に、カード事業については、お客様ニーズに基づくご利用客数・ご利用額の拡大と、三位一体化による収益力の向上に取組んでまいります。エポスカードの発行は丸井店舗でのご入会に加え、独自の提携カード「コラボレーションカード」やネット経由での入会促進など、丸井店舗以外での発行を拡大してまいります。また、ゴールドカードの店頭即時発行やゴールド・プラチナカードのポイントの有効期限永久化など、お客様のご要望にお応えした施策を展開し、カードの魅力を進化させることで、ご利用客数とご利用額の拡大をめざしてまいります。

さらに、三位一体化の取組みでは、オンラインサービス「エポスネット」へのご登録を丸井店舗全店でお勧めすることで、カード会員のネット登録率を高め、ご利用明細のWeb化や販促メールの活用により、タイムリーな情報発信とローコストな運営をすすめてまいります。

このように、丸井グループの経営資源とノウハウを最大限に活用して当社グループ独自のビジネスモデルを確立し、今後の成長と業績の向上につとめてまいります。

#### 社会的責任への取組み

当社は、株主の皆様、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様、そして従業員からも信頼される企業グループであり続けることをめざしております。そのため、常にお客様の視点に立った商品・サービスを提供することはもとより、安全で安心な営業体制の確立や個人情報保護など法令・ルールの遵守、環境保全をはじめとしたさまざまな社会貢献活動の実施など、積極的に社会的責任を果たすべく取組みを推進してまいりました。今後も、ますます高度化される社会的責任への要求にお応えすることを通じて、さらに企業価値の向上をはかってまいります。

#### コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社では、健全で公正な経営を第一に、長期安定的に企業価値および株主共同の利益を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、監査機能の強化と透明度の高い経営を推進するとともに、経営の透明性・公正性をより一層高めるため、社外取締役の選任、取締役の任期短縮などをおこなってまいりましたが、今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実につとめてまいります。

### 3. 不適切な者によって支配されることを防止する取組み

前記の基本方針の実現に資する取組みを基本として、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいりる所存でございますが、企業価値および株主共同の利益に資さない株式の大量取得行為がおこなわれる可能性を否定できない現状を踏まえ、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入しました。当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買収者と交渉・協議するために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを本プランの目的としております。

本プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下、「買付等」といいます。)を対象とします。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社取締役会に対して事前に提出していただきます。その後、買付者等から提供された情報

や当社取締役会からの意見およびその根拠資料や代替案が、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含まず。）の助言を得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、直接または間接に買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等をおこないます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当すると認められた場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を尊重し、新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認します（ただし、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しない場合を除きます。）。

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第75回定時株主総会終結の時から平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランの更新にあたっては、新株予約権の無償割当て自体はおこなわれませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てがおこなわれた場合、株主の皆様が新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をおこなわなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることとなります（本プランに定められたところに従い、当社が非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することとした場合を除きます。）。また、一旦新株予約権の無償割当ての実施が承認された場合であっても、本プランに定められたところに従い、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償にて取得することとした場合には、当社株式の1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、かかる希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった株主および投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

その他、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成23年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。  
([http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/11\\_0513/11\\_0513\\_1.pdf](http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/11_0513/11_0513_1.pdf))

#### 4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記の基本方針の実現に資する取組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、前記の「3. 不適切な者によって支配されることを防止する取組み」に記載のとおり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、合理的かつ客観的の要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会の判断を重視すること、独立委員会は第三者専門家の助言を得ることができること、

当社取締役の任期は1年であり、毎年を取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと、当社株主総会または取締役会により、いつでも廃止することができることなどにより、公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年10月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	318,660,417	318,660,417	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	318,660,417	318,660,417		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月27日
新株予約権の数(個)	520 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日～平成35年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 486 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 . 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

## 2. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員の地位にあることを要する。任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、その喪失した日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会が決議した場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注) 2 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会が決議した場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

(ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		318,660		35,920		91,307

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	中央区晴海1丁目8番11号	28,182	8.84
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	20,852	6.54
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (中央区日本橋3丁目11番1号)	7,938	2.49
(株)アトム	豊島区西池袋3丁目6番18号	6,722	2.10
青井不動産(株)	渋谷区神南1丁目21番3号	6,019	1.88
(株)三菱東京UFJ銀行	千代田区丸の内2丁目7番1号	5,808	1.82
青井忠雄	渋谷区	5,284	1.65
ジュニパー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (千代田区丸の内2丁目7番1号)	5,076	1.59
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)サブアカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (中央区日本橋3丁目11番1号)	4,535	1.42
東宝(株)	千代田区有楽町1丁目2番2号	3,779	1.18
計		94,198	29.56

(注) 1. 当社は、自己株式44,947千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 三井住友信託銀行(株)及びその共同保有者から平成24年7月5日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成24年6月29日現在で以下のとおり、株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日興アセットマネジメント(株)	港区赤坂9丁目7番1号	14,047	4.41
三井住友信託銀行(株)	千代田区丸の内1丁目4番1号	13,235	4.15
三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)	港区芝3丁目33番1号	710	0.22

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 44,947,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 273,592,300	2,735,923	
単元未満株式	普通株式 120,717		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	318,660,417		
総株主の議決権		2,735,923	

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)丸井グループ	中野区中野4丁目3番2号	44,947,400		44,947,400	14.11
計		44,947,400		44,947,400	14.11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	29,939	31,334
受取手形及び売掛金	5,510	4,957
割賦売掛金	142,995	150,763
営業貸付金	132,280	126,026
商品	21,817	21,777
その他	25,126	34,840
貸倒引当金	10,000	8,950
流動資産合計	347,670	360,749
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	75,098	71,360
土地	98,276	98,276
その他(純額)	6,232	5,342
有形固定資産合計	179,607	174,979
<b>無形固定資産</b>	6,749	6,545
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	20,289	16,813
差入保証金	42,582	40,687
その他	18,231	18,484
投資その他の資産合計	81,103	75,985
固定資産合計	267,460	257,510
資産合計	615,130	618,259

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	28,698	27,054
短期借入金	50,675	80,701
1年内償還予定の社債	40,000	20,000
コマーシャル・ペーパー	10,000	22,000
未払法人税等	721	2,189
賞与引当金	3,952	3,650
ポイント引当金	1,345	1,572
商品券等引換損失引当金	147	149
その他	21,462	19,243
流動負債合計	157,002	176,560
固定負債		
社債	52,000	67,000
長期借入金	92,500	62,500
利息返還損失引当金	16,597	13,682
その他	6,681	6,978
固定負債合計	167,778	150,160
負債合計	324,781	326,721
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,920	35,920
資本剰余金	91,307	91,307
利益剰余金	216,130	217,980
自己株式	53,888	53,889
株主資本合計	289,470	291,319
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	505	165
その他の包括利益累計額合計	505	165
新株予約権	-	6
少数株主持分	374	378
純資産合計	290,349	291,538
負債純資産合計	615,130	618,259



( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 2 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
小売事業売上高	158,592	152,197
小売事業売上原価	114,660	110,165
小売事業売上総利益	43,932	42,031
カード事業収益		
消費者ローン利息収入	12,599	10,725
割賦手数料	6,663	7,934
その他	4,755	6,345
カード事業収益合計	24,019	25,005
小売関連サービス事業収益	14,515	16,741
小売関連サービス事業原価	11,079	12,705
小売関連サービス事業総利益	3,436	4,036
売上総利益	71,387	71,073
販売費及び一般管理費	63,678	61,504
営業利益	7,709	9,569
営業外収益		
受取利息	81	73
受取配当金	284	292
固定資産受贈益	254	337
償却債権回収益	-	351
その他	388	172
営業外収益合計	1,008	1,227
営業外費用		
支払利息	1,127	952
その他	198	308
営業外費用合計	1,325	1,261
経常利益	7,391	9,535
特別損失		
固定資産除却損	305	428
固定資産見積変更差額	-	2,385
投資有価証券評価損	5,514	330
災害損失	293	-
その他	-	65
特別損失合計	6,113	3,210
税金等調整前四半期純利益	1,278	6,324
法人税等	137	2,552
少数株主損益調整前四半期純利益	1,141	3,772
少数株主利益	7	7
四半期純利益	1,133	3,765

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,141	3,772
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	2,478	670
その他の包括利益合計	2,478	670
四半期包括利益	3,619	3,102
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,611	3,095
少数株主に係る四半期包括利益	7	7

( 3 ) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

( 単位：百万円 )

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,278	6,324
減価償却費	7,458	5,393
ポイント引当金の増減額 ( は減少 )	63	227
貸倒引当金の増減額 ( は減少 )	1,780	1,050
利息返還損失引当金の増減額 ( は減少 )	5,202	2,914
賞与引当金の増減額 ( は減少 )	283	302
受取利息及び受取配当金	365	365
支払利息	1,127	952
固定資産除却損	304	341
固定資産見積変更差額	-	2,385
投資有価証券評価損益 ( は益 )	5,514	330
受取手形及び売掛金の増減額 ( は増加 )	1,770	553
割賦売掛金の増減額 ( は増加 )	14,221	7,767
営業貸付金の増減額 ( は増加 )	15,510	6,254
たな卸資産の増減額 ( は増加 )	611	49
買掛金の増減額 ( は減少 )	2,676	1,643
その他	548	12,649
小計	13,789	3,980
利息及び配当金の受取額	303	315
利息の支払額	912	1,029
法人税等の支払額	377	700
法人税等の還付額	298	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,100	5,395
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	5,715	3,090
投資有価証券の売却による収入	-	2,300
差入保証金の回収による収入	1,150	1,934
その他	448	698
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,116	1,842
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 ( は減少 )	9,887	9,974
長期借入れによる収入	10,000	10,000
社債の発行による収入	-	14,920
社債の償還による支出	-	20,000
コマーシャル・ペーパーの純増減額 ( は減少 )	10,000	12,000
配当金の支払額	1,915	1,915
その他	82	83
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,885	4,947
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少 )	2,900	1,395
現金及び現金同等物の期首残高	32,603	29,928
現金及び現金同等物の四半期末残高	29,702	31,323

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
<p>・有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法の変更</p> <p>当社および連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間よりグループ全社統一して定額法に変更しております。</p> <p>この変更は、小売事業における従前の設備投資では、ファッショントレンドを反映した店舗改装が中心であり、改装直後の収益拡大効果が見込まれましたが、現状の新規出店や店舗の改装リニューアルがお客様ニーズに基づき長期的な視点で行うものに変化しており、投資効果が安定的に実現すると見込まれることから、定額法の採用により収益と費用の対応をはかることがより適切に実態を表すと判断したことによるものです。また、上記以外の投資により取得した有形固定資産については、その使用実態を確認した結果、資産からの経済的便益が平均的に生ずると見込まれるとともに、維持管理費用が平準的に発生していることから、定額法の採用がより適切に実態を表すと判断したことによるものです。</p>	
(会計上の見積りの変更)	
<p>・有形固定資産(リース資産を除く)の残存価額の変更</p> <p>当社および連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法の変更を契機として、資産の処分価値について検討をすすめた結果、耐用年数経過時点の処分価値は見込まれず、残存価額を零とすることがより実態を表すと判断し、第1四半期連結会計期間より、平成19年3月末日以前に取得した有形固定資産の残存価額を取得価額の10%から零に変更しております。</p> <p>なお、耐用年数経過後の有形固定資産の残存価額についても同様の理由により残存価額を零に変更し、帳簿価額を備忘価額まで切り下げるとともに、その金額を「固定資産見積変更差額」として特別損失に計上しております。</p> <p>以上の結果、従来の方法によった場合に比べ当第2四半期連結累計期間の営業利益および経常利益はそれぞれ1,047百万円増加し、税金等調整前四半期純利益は1,337百万円減少しております。</p>	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用の計算については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。ただし、見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

金融機関が行っている個人向けローンに対する保証債務残高は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
百万円	百万円	百万円
	10,386	12,389

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	百万円	百万円
広告宣伝販促費	5,203	4,891
ポイント引当金繰入額	1,247	1,572
貸倒引当金繰入額	2,987	2,927
給料及び手当	15,361	15,355
賞与引当金繰入額	3,601	3,493
地代家賃	8,939	8,684
減価償却費	6,542	4,618

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	百万円	百万円
現金及び預金勘定	29,714	31,334
預入期間が3か月を超える定期預金	11	11
現金及び現金同等物	29,702	31,323

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,915	7	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	1,915	7	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,915	7	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	1,915	7	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	小売事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	158,592	24,019	14,515	197,127		197,127
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,746	1,196	10,328	14,272	14,272	
計	161,339	25,216	24,844	211,400	14,272	197,127
セグメント利益	1,878	6,304	991	9,175	1,466	7,709

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去1,040百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,385百万円などです。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。  
2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	小売事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	152,197	25,005	16,741	193,945		193,945
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,730	1,042	9,491	13,264	13,264	
計	154,928	26,048	26,232	207,209	13,264	193,945
セグメント利益	2,954	6,372	1,667	10,993	1,423	9,569

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去1,072百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,413百万円などです。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。  
2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計方針の変更等」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。また、平成19年3月末日以前に取得した有形固定資産の残存価額を取得価額の10%から零に変更しております。この変更にともない、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益は、従来の方法によった場合に比べ、小売事業が755百万円、カード事業が21百万円、小売関連サービス事業が250百万円、それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	4円14銭	13円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,133	3,765
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,133	3,765
普通株式の期中平均株式数(千株)	273,713	273,713
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		13円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		18
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

平成24年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額..... 1,915百万円

(ロ) 1株当たりの金額..... 7円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成24年12月4日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年10月30日

株式会社丸井グループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査 法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 裕

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 草 野 和 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 永 淳 浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸井グループの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。